

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(人事課)

一

告示

○農業振興地域の一部の変更

(農業振興課)

二

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

三

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

四

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所)

四

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(広報課)

四

正誤

○宮城県公報第三〇四六号(平成三十一年三月二十九日付け)中

五

規則

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十号

(県職員宿舍規則の一部改正)

第一条 県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の二及び様式第三号の二中「平成」を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号の二中「平成」を削る。

(視能訓練士法施行細則の一部改正)

第三条 視能訓練士法施行細則(平成二十七年宮城県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成 年 月 授業開始」を「 年 月 授業開始」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「(平成 年度)」を「(年度)」に改める。

(介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「平成」を削る。

第五条 子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則(平成十八年宮城県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

第六条 婦人保護施設条例施行規則の一部改正)

第七条 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則(平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」及び「昭和」を削る。

(ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部改正)

第七条 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則(平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「

昭和 年 月 日生」を「 年 月 日生」に改める。

様式第二号中 「**昭和大平**」 年 月 日 生 を 「**昭和大平**」 年 月 日 生 に

改め、「**平茂**」を削る。

(森林法施行細則の一部改正)

第八条 森林法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第十七号の二中「**平茂**」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第九条 建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「**平茂**」を削る。

様式第九号中 「**昭和大平**」を削る。

(県営住宅条例施行規則の一部改正)

第十条 県営住宅条例施行規則(平成九年宮城県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「**平茂**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条から第十条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第八百五十八号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和元年五月二十四日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

変更後の地域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別冊のとおり

○宮城県告示第五百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町大松沢字薬研沢堤下一〇の二から一〇の四まで、一〇の七から一〇の一二まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡柴田町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

柴田郡柴田町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

21 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡柴田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
南野尻沢2	土石流	仙台市太白区秋保馬場字野尻町南、字野尻町北（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城土木事務所
二口沢	土石流	仙台市太白区秋保馬場字本小屋（次の図のとおり）		
大雲寺沢	土石流	仙台市太白区秋保町長袋字水上北、字賀澤、字篠根澤（次の図のとおり）		
1 向泉寺沢1	土石流	仙台市太白区秋保町長袋字寺西、字原、字早稲田、字二ノ輪山、字門前（次の図のとおり）		

緑ヶ丘の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区緑ヶ丘三丁目、四丁目（次の図のとおり）
土手内の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区土手内二丁目（次の図のとおり）
土手内の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区土手内一丁目（次の図のとおり）
太白	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区太白一丁目、佐保山（次の図のとおり）
八木山本町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区長町字越路（次の図のとおり）
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区緑ヶ丘二丁目（次の図のとおり）
館	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字瀬沢（次の図のとおり）
館南の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字館（次の図のとおり）
館南の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字館（次の図のとおり）
本小屋	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町馬場字大平（次の図のとおり）
恵和町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区恵和町（次の図のとおり）
八木山南	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山南六丁目（次の図のとおり）
松波町の3	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山字松波町、桜木町（次の図のとおり）
桜木町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区桜木町（次の図のとおり）
1 鹿野本町の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区鹿野本町（次の図のとおり）
鹿野屋敷	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区鹿野本町（次の図のとおり）
土手	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区砂押町（次の図のとおり）
土手内の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区土手内二丁目（次の図のとおり）
八木山南一丁目の沢	土石流	仙台市太白区八木山南一丁目、三丁目（次の図のとおり）
佐保山西の沢	土石流	仙台市太白区茂庭佐保山西（次の図のとおり）

緑ヶ丘の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区緑ヶ丘四丁目（次の図のとおり）
八木山本町の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山本町一丁目、二丁目（次の図のとおり）
山田山	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区山田自由ヶ丘（次の図のとおり）
太白	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区太白二丁目、三丁目、山田自由ヶ丘（次の図のとおり）
八木山南の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区八木山南一丁目（次の図のとおり）
若葉町の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区若葉町（次の図のとおり）
桜木町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区桜木町、八木山香澄町（次の図のとおり）
生出森東	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区茂庭字生出森東（次の図のとおり）
佐保山北	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区茂庭字佐保山北（次の図のとおり）
佐保山	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区佐保山（次の図のとおり）
荒巻青葉	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻字青葉（次の図のとおり）
みずほ台の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区みずほ台（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
南野尻沢4	土石流	仙台市太白区秋保馬場字野尻町南、字野尻町北（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

南野尻沢3	土石流	仙台市太白区秋保馬場字野尻町南、字野尻町北（次の図のとおり）
南野尻沢1	土石流	仙台市太白区秋保馬場字野尻町南、字野尻町北（次の図のとおり）
向泉寺沢1	土石流	仙台市太白区秋保町長袋字寺西、字原、字早稲田、字二ノ輪山（次の図のとおり）
青山の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区若葉町、八木山香澄町（次の図のとおり）
山田自由ヶ丘の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区山田自由ヶ丘（次の図のとおり）
緑ヶ丘	地すべり	仙台市太白区緑ヶ丘一丁目、三丁目、鹿野本町、二ツ沢（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十号

宮城郡七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十條第二項の規定により、令和元年五月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月二十四日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 山口 浩 徳

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和元年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 広報紙「みやぎ県政だより」配布業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部広報課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成三十一年四月十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市長 郡 和子 仙台市青葉区国分町三

丁目七番一号

五 契約金額 三千五百一十一万六千八百八十八円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

正 誤

○宮城県公報第三〇四六号（平成三十一年三月二十九日付け）中

二二	二二	二二	二二	二二	二二
上	上	上	上	上	上
二二	一九	一七	一五	一三	一一
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

正

誤